中国民族教育における教育自治権について

― 民族教育の使用言語文字と教育内容に対する自治権を中心に ―

格 日 楽*

- I はじめに
- Ⅱ 民族教育の歴史
- Ⅲ 民族教育自治の法的根拠
- IV 教育自治権について
- V おわりに

I はじめに

本稿は、中国の民族教育(少数民族教育ともいう)における教育自治権に焦点を当て、民族教育の使用言語文字および教育内容における諸問題点、とりわけ、それらにおける教育自治権がどのように運用されているかについて、その現状を明らかにし、民族教育における教育自治権のあり方を探求することを目的とする。中国は、多様な民族問題を抱えている。なぜなら、中国は56という多数の民

中国は、多様な民族問題を抱えている。なぜなら、中国は56という多数の民族を有する多民族国家であるからである。中国では漢族を除き、残りの55の民族を少数民族という。少数民族の人口は文字通り、漢族の人口に比べ、極めて少なく、55の少数民族の全体の人口が中国総人口の僅か8パーセント余りを占めるにすぎない。しかし、8パーセントとはいえ、人口最大のチワン(壮)族(約1600万人余)から、最小人口のロッバ(珞巴)族(2965人)までの少数民族の人口を合計するとその数は1億522万人を超えるのである¹⁾。さらに、少数民族が居住する地域の面積は614万平方キロメートルに達し、中国全土の64パーセント以上を占めている。したがって、少数民族問題は中国を論じる際に決して無視できない課題になっている。

[『]一橋法学』(一橋大学大学院法学研究科)第5巻第3号2006年11月 ISSN 1347 - 0388 ※ 一橋大学大学院法学研究科博士後期課程

国務院人口普查弁公室・国家統計局人口和社会科術統計司編『中国2000年人口普查資料』中国統計出版社、2002年8月、227、296頁。

(328) 一橋法学 第5巻 第3号 2006年11月

民族区域自治制度は、中国のこれら少数民族に対する最も基本的な民族政策である。その実施は「中華人民共和国憲法」(1982年施行、2004修正。以下「憲法」とする)、「中華人民共和国民族区域自治法」(1984年施行、2001修正。以下「民族区域自治法」とする)によって規定されている。中国でいう民族区域自治制度は、単に、各々の少数民族を中心とする自治制度ではなく、主に民族自治地方を中心とした地域の自治制度である²。自治権は民族自治地方(自治区、自治州、自治県)の人民政府が行使する。民族教育およびそれにおける自治権(民族地域自治機関の教育に対する自治権)は、民族区域自治制度のなかの重要な構成部分であり、「憲法」、「民族区域自治法」などの関連法律や政策によって保障されている。

民族教育制度は中国の教育制度のなかの重要な構成部分であり、少数民族政策のなかの重要な構成部分でもある。民族教育は、一般的に漢族以外の55の少数民族に対して行われる教育を指す。民族教育の定義について様々な学説が議論されている。その1、少数民族言語を教授言語として使用している教育を民族教育であるとして、授業言語を重んずる説。その2、少数民族の学生に対する教育であれば民族教育であるとして、教育の対象が民族人口であることを重んずる説。その3、少数民族区域での教育であれば、民族教育であるとして、民族地域を重んずる説。この3つの説が有力である。これらの議論に基づいて「中国民族教育条例(初稿)」の2条で、「本条例にいう少数民族教育は、少数民族と民族地区の教育を指しており、漢族以外の各少数民族に実施する各種形式の教育と民族地区の各級各類教育を含む」3と定義づけ、民族人口と民族地区の2つの要素を取り入れた上で、民族言語をも「各種形式の教育」という形で吸収し、三者を融合することを試みている。本稿では、この定義に従って議論を進めることにする。

民族教育において少数民族各自の歴史・文化・伝統・生活習慣の継承の機能と

^{2) 「}憲法」4条3項「各少数民族が集居する区域では区域自治を実施し、自治機関を設置し、自治権を行使する。いずれの民族自治地方も中華人民共和国の切り離すことのできない一部である。|

^{3) 2002}年4月の16日から28日まで、中国教育部が北京で召集した「少数民族教育条例」 討論会において検討された。

経済発展の要求を満たす機能の2つの大きな機能がある。前者の機能は主に民族 言語文字の重視や教育内容の民族的な内容の重視等を通して実現する。そして、 後者の機能は主に中国語(漢語)の習得等を強化することを诵して実現すると考 えられる。最近、民族教育は改革開放政策や市場経済など経済発展を求めるニー ズに適応するため、従来の民族教育が果たしていた前者の機能より、後者の機能 の方がより重視される傾向がある。これに対して鄭雅英氏は朝鮮族の民族教育に ついて、「改革開放と市場経済という中国現代史の潮流のなかで、朝鮮族教育は 再び停滞的な局面を迎えており、民族的アイデンティティも大きな岐路に立たさ れている。かつてのように、政治的規律や軍事的圧力の下で民族性を抹殺したり 同化を強要させるものとは異なり、……彼らが市場経済への順応、参画を進めれ ば進めるほど、却って自身の民族的基盤を危うくさせるという、一種のジレンマ に陥ることになる」4と指摘している。中国では、後者の経済発展に貢献できる 教育を目的とする民族教育の検討はしばしば行われているが、前者の歴史・文 化・伝統・生活習慣の継承の角度からの民族教育の検討は、ほとんど行われてい ない。法律の面からの歴史・文化・伝統・生活習慣の継承の保全に対する検討は さらに少ない。

Ⅱ 民族教育の歴史

中国における民族教育の歴史は非常に長いといえるだろう。7世紀にはチワン族とチベット族の文字が使用され⁵⁾、民間の教育活動に使われていた。その後、少数民族の教育が次第に普及し、民族教育は中華文明のほぼ全体にわたって存在していたのである。しかし、民族教育は非常に長い間にわたって存在していたにもかかわらず、20世紀になるまで多くの民族教育は大きな発展を遂げられなかった。1950年まで、アチャン(阿昌)族、プミ(普米)族、ドアン(德昂)族、トールン(独龍)族、エヴェンキ(鄂温克)族、メンバ(門巴)族、ロッパ(珞巴)族、ジノー(基諾)族等の少数民族には学校教育すら存在せず、民族大学は

⁴⁾ 鄭雅英著『中国朝鮮族の民族関係』アジア政経学会、2000年3月、264頁。

⁵⁾ 岡本雅享著『中国の少数民族教育と言語政策』社会評論社、1999年9月、125頁。

ひとつもなかった。

1949年の中華人民共和国の建国以後の少数民族の教育史を通じて、客観的に 民族教育は現代教育事業の不可欠な構成部分であることが理解される。以下は、 建国以降の教育史の概要である⁶。

(1) 新中国初期の旧中国教育制度に対する改革(1949~1956)

新中国(少数民族の教育史においてのみ、1949年10月に建国した中華人民共和国を「新中国」、それ以前の中国を「旧中国」と表記する。)成立後は、旧国民党統治区の教育が引き継がれ、社会主義改造を開始される。政府は知識分子の団結を肯定する一方、彼らに対し社会主義教育を施し、改造を求めたのである。

1951年9月北京で第一回全国民族教育会議が開かれ、民族教育についても「中国人民政治協商会議共同綱領」(1949年9月中国人民政治協商会議第一回全体会議通過)による新民主主義教育の方針を貫徹する意思が固められた。教育の社会主義(新民主主義)的な改造を前提に、「教育の内容を各少数民族の実態に結び付けて推進すべき」という民族教育の基本方針を確立したのである。

(2) 社会主義教育発展への模索(1957~1965)

この時期に、教育領域における反右派闘争が始まる。そして、1958年前後に 民族教育の社会主義的改造が完了したことが宣言されるとともに、民族教育は初めて、大きな危機に直面した。民族教育に対する「条件論」、「落後論」、「特殊 論」⁷が全面的に否定され、「共同性」と「民族融合」を強調し、民族の差異が無 視されたのである。多数の民族学校が普通の学校と合併し、政府内の民族教育行 政部門が撤廃された例も珍しくはなかった。

しかし、1962年教育事業の調整が始まり、民族教育において犯した「過ち」がようやく是正され、民族教育が一定程度の発展を遂げた。

(3) 文化大革命のなかの教育(1966~1976)

だが、文化大革命が始まると中国全体の教育制度が覆されることとなった。そして、その破壊が民族教育にも及んだ。教育関連部門と「四人組」との闘争が始

⁶⁾ 何東昌主編『当代中国教育』(上)当代中国出版社、1996年5月、37~148頁。

⁷⁾ 何東昌主編『当代中国教育』(下)当代中国出版社、1996年5月、30頁。

まり、「四人組」によって「民族問題は階級問題である」とみなされ、民族教育が圧殺された。これにより、民族の差異が再び否定され、少数民族の民族特徴が無視されることとなったのである。そして、ほとんどの民族学校が経営停止状態へと追い込まれていった。

(4) 改革開放初期における教育事業の改革と発展(1977~1992)

この時期には、文化大革命による民族教育に対する「過ち」が是正された。民族教育を含む教育全体の戦略的な地位を確立することが提起されたのである。文化大革命終了後に、鄧小平は「科学技術は生産力である」(中国語では「科学技術是生産力」と表記される)と発表し、国を挙げた教育改革に力を入れた。「中華人民共和国義務教育法」(1986.4)、「中華人民共和国義務教育法実施細則」(1992.3)等を制定し、民族教育においても中国の教育制度の一部として教育改革の全面展開、道徳教育の強化と改善、外国に対する開放などが進み、国務院が「中国教育改革と発展綱要」80を発表し、教育改革のこれまでの成果を総括し、発展の方向を固めた。

(5) 現在の教育状況 (1993~現在)

1993年以後は、「中国教育改革と発展綱要」(1993.2.13 中共中央 国務院)に 基づき、教育に関する法制化が進んだ⁹⁾。例えば、「中華人民共和国教師法」

^{8) 『}中国教育改革と発展網要』(第1項目)は、教育が直面する情勢と任務を次のように述べている。「現代中国の改革開放と現代化建設事業は1つの新しい段階に進んだ。社会主義市場経済体制を確立するため、改革開放と現代化建設の歩みを速め、さらに一歩開放を進め、生産力を発展させるため、国民経済の全体素質と総合国力すべてを1つの新しい段階に踏み出させる。これは、教育活動にとってはこれまでにない良い機会であり、また新しい任務と要求を提出している。新しい情勢下において、教育活動の任務は、党の第14回大会の精神を守り、中国の特色のある社会主義理論の指導を建設し、党の基本路線を堅持し、教育方針を全面的に貫徹し、現代化に向け、教育の改革と発展を速め、さらに一歩労働者の素質を高め、大量の人材を養成し、社会主義市場経済体制と政治に適応し、科学技術体制改革に必要な教育体制を確立し、さらに社会主義現代化の建設に奉仕させることにある。」

^{9) 『}中国教育改革と発展網要』(第25項目)は、教育における立法の推進について次のように述べている。「教育法制建設を急速に推進し、法律の実施にあたり監督システムを確立し、完全にし、次第に法を以って教育を治める軌道を歩まなければならない。教育法律、法規を次第に完備させなければならない。基本的な教育法律・法規および緊急とされる法律・法規を作成し、今世紀の末までに教育法律法規の体系を確立する。地方は地方の実情から出発し、地方レベルの教育法規を早めに制定する。」

(1993.10)、「中華人民共和国教育法」(1995.3)、「中華人民共和国高等教育法」(1998.8)等が制定され、教育法制の基礎が築かれた。このように1990年代は、教育全体に対する法治政策を強化したが、民族教育には大きな進展をもたらすことができなかった。

新中国における民族教育の歴史的な歩みからみてとれるように、民族教育は反右派闘争や文化大革命など特定の時期において不遇の歩みを見せながらも、ある意味で少数民族のアイデンティティのシンボルとして確実に発展してきた。民族教育が遭遇した様々な難局に対して鄭雅英氏が朝鮮族の祖国問題について論じる際に、「朝鮮族のアイデンティティと中華人民共和国のナショナリズムが際どく交錯する部分に位置するが故に、時に朝鮮族を窮地に追いやる過敏な反応を漢族側に引き起こしてきた。反右派闘争や文革を体験してきた世代にとっては、現在でもある種タブーに近い問題といえる」¹⁰⁰と指摘している。しかし、一般的にいえば、建国以来の少数民族の教育史は、民族教育が教育制度のなかの重要な構成内容であることを示している。

Ⅲ 民族教育自治の法的根拠

建国後中国は、この国は56の民族によって構成される統一した多民族国家であるということを強調し、漢族を含む56の民族が一律平等であることを宣言している¹¹⁾。また、民族教育も重視された。中国は、すべての公民が教育を受ける権利および義務を有することを公民の基本的な権利および義務として承認し、さらに、各民族に対して、すべて自民族の言語と文字を使用し、発展させる自由を有することを認めている。

「民族区域自治法」における民族教育について主に36条 12 、37条 13 、言語文字については主に10条 14 、49条 15 に述べられている。これらの条文は①少数民族の

¹⁰⁾ 鄭雅英著、前掲書、262頁。

^{11) 「}憲法」4条1項「中華人民共和国の各民族は一律に平等である。」「憲法」52条「中華人 民共和国の公民は、国家の統一および全国各民族の団結を擁護する義務を負う。」

^{12) 「}民族区域自治法」36条「民族自治地方の自治機関は、国家の教育方針に基づき、法律の規定に従って、当該地方の教育計画、各級各種の学校の設置、学制、学校運営方式、教育内容、教育用語および学生募集方法を決定する。」

言語文字の使用に対する平等権を保障し、条件が整えられている地区では少数民族の言語文字を使用して教育を受ける権利も保障している。そして、②各民族と各地区との交流を推進し、国全体の発展のために漢語と漢字の普及を推し広める。③各区域と民族の差異に基づき、各少数民族の自治地方が学校の運営および教育事業の推進において、広い範囲の自治権を承認する。④人口の少ない民族、交通が不便な少数民族地域に対して、寄宿学校を開設し、財政援助に力を入れる等の内容が規定されている。

前述のように、民族区域自治制度は中国の最も基本的な民族制度である。そして、民族教育制度は、民族区域自治制度を構成する重要な部分である。民族自治地方は自治権を有し、民族自治地方の自治機関(自治区、自治州、自治県の民族自治地方の人民代表大会と人民政府)がこれを行使する。広義の民族区域自治権は、すべての民族区域の自治権を指す。一方、狭義の少数民族区域自治権は民族

^{13) 「}民族区域自治法」37条「民族自治地方の自治機関は、民族教育を自主的に発展させ、非識字者を一掃し、各種の学校を開設し、9年義務教育を普及し、各種の形式を採用して普通高等学校教育および高等職業技術教育を発展させ、条件と必要に基づいて大学教育を発展させ、各少数民族の専門家を養成する。/民族自治地方の自治機関は、少数民族遊牧地区および経済的に困難で居住が分散する少数民族山岳地区のために、寄宿および奨学金を主とする公立の民族小学校および民族中学校を設立し、学生が義務教育段階を修了して卒業するように保障する。学校経営の経費および奨学金は、当地の財政によって解決し、当地の財政が困難な場合、上級財政が補充をしなければならない。/少数民族の学生を主として募集採用している学校(学年とクラス)およびその他の教育機構は、条件が具わっている場合、少数民族の文字の教科書を採用するとともに、少数民族の言葉を用いて授業を行わなければならない。また状況に基づいて小学校の低学年または高学年から中国語課程を設け、全国的に通用する標準語と標準漢字を推し広める。/各級人民政府は、財政分野において、少数民族文字の教材および出版物の編訳および出版事業を援助しなければならない。|

^{14) 「}民族区域自治法」10条「民族自治地方の自治機関は、当該地方の各民族がすべて、自己の言語文字を使用し、発展させる自由をもち、自己の風俗慣習を保持または改革する自由を持つことを保障する。|

^{15) 「}民族区域自治法」49条「民族自治地方の自治機関は、相互に言語文字を学習するよう 各民族の幹部を教育し、奨励する。漢族の幹部は、当地の少数民族の言語文字を学ばな ければならず、少数民族の幹部もまた、当該民族の言語文字を学習、使用するとともに、 全国的に通用している標準語および規範文字を学ばなければならない。/民族自治地方 の国家業務要員が、当地で通用する二種類以上の言語文字に習熟している場合、評価を しなければならない。」

区域自治機関の自治権を指す。

少数民族自治制度は、大きくわけて政治、経済・財政、文化・教育の3つの領域において、少数民族自治を承認している。ただし、自治権に対する制限がある。 民族教育自治権は、「憲法」、「民族区域自治法」や「中華人民共和国教育法」のなかの民族区域自治地方の教育に対する自治権を指す。民族教育に対する自治権は、民族自治地方の自治機関を通して行使される。民族教育における自治権は具体的にみると、主に以下の3つの権利を包含している。

- ①当該少数民族自治地区の政治、経済、文化の特徴に基づいて教育関係の単行 条例を制定することができる。
- ②上級機関の決議、決定、命令、指示が自治地方の実情に適合しない場合は弾力的に執行し(変通執行)、もしくは執行の停止を命じることができる。
- ③国家の教育方針と法律に基づき自治地区の教育計画、学校の設置、学校の形式、教育内容、使用言語と学生募集を決定することができる¹⁶。

本稿における、考察対象の民族教育のなかの使用言語文字と教育内容も教育自 治権の範囲に包括されている。

1 学校教育における民族言語文字使用の分類

前述のように、少数民族はその民族の言語文字を使用し発展させる自由を有する。「55の少数民族のなかでは、回族、満族で漢語が通用するほか、各少数民族はすべて自分の言語を有している。一部の民族は数種の言語を使用しており、それゆえ、少数民族の言語の種類は80種以上にのぼる。……解放前には、17の少数民族が自己の文字を有しており、……30余りの民族は、文字を持たない。新

¹⁶⁾ 中国では教育課程において、日本でいう「学習指導要領」に当たるのは、「授業計画」(中国語では「教学計画」) および「教学大綱」(中国語でも「教学大綱」) がある。教育課程は、これに基づいて教科書や様々な教材が編纂される。具体的に言えば、「授業計画」は、小学校・中学校・高校の各教育段階における教育の目的、教学活動を指導するものとして、主に教育課程の設置と設置の順序および授業時間数の配分などについて規定している。そして、「教学大綱」は授業計画に基づき、各教科の教学内容を詳しく規定する文書であり、主にその教科の目的と各章、節で伝達される知識の範囲および実習や宿題などについて規定している。

中国成立後、国家は、……10の民族が14種のローマ字形式のピンイン文字を創造するのを相次いで援助し、そのほかにもいくつかの民族が文字の改革あるいは改良を行うのを援助した。」¹⁷⁾

中国は建国以来反右派闘争、文化大革命など特定の歴史的な時期を除いて、民族教育を充分に重視してきたといえる。少数民族地区の学校教育の発展に、一連の措置をとり、できる限りの条件を利用し、各種の小学校、中学高校などを設立した。また、各民族の現状や特徴を配慮し、通用文字を持つ民族に対しては、その小中学校教育において自民族言語を使用した教育を展開した。北西、東北、南西部などの少数民族が集中する居住地では、いずれも民族大学が設立され、これらの民族大学から、各民族の大学生が養成されている。さらに、各級各類の学校においても、少数民族の学生が大幅に増えてきている。統計によると、現在、55の少数民族がいずれも自民族の大学卒業生を輩出しており、中には、修士課程や博士課程を卒業した者を持つ民族もある。

民族教育において、中国語の普及など一連の教育政策が確かに少数民族の改革 開放、市場経済への対応、そして民族教育の現代化の側面において大きな成果を 上げてきた。しかし、民族言語文字の使用および民族教育の内容の側面から、民 族教育を再検討すると新たな問題が浮上する。それは、学校教育において、民族 言語文字の使用範囲がますます狭小化し、教育内容において、民族的なものがま すます薄れていく傾向にあることである。

民族言語文字は、内モンゴル自治区を含む多くの民族地域の民族教育の現場に おいて、以下の3つの形式で使用されている。

- ①各自の少数民族言語文字を主要な授業言語とし、その上に中国語や外国語等¹⁸⁾を教える。
 - ②中国語を主要な授業言語とし、その上に少数民族語や外国語等を教える。
 - ③中国語を主要な授業言語とし、その上に外国語のみを教える。

¹⁸⁾ 中国語を外国語とし、他の外国語を教えない場合もある。

このなかで、民族教育としてもっとも重要視されているのが①と②の教育形式であり、それを「双語教育」¹⁹ (「二言語教育」、「バイリンガル教育」ともいう)という。

しかし、55少数民族のうち十数の民族が自民族の言語と文字を学校教育のなかで使用しており、そのうち、小学校・中学校・高等学校において授業言語文字として使用しているのは、モンゴル語、チベット語、ウィグル語、ハザク語、タイ語、イ語等である。また、大学では主にモンゴル語、ウィグル語、朝鮮語等が民族語等の専門科目において用いられている。したがって、「双語教育」は、小学校のみ、或いは小中学校のみになっている民族が多い。モンゴル族のような「双語教育」を比較的に長く受けられる民族でも、大学やそれ以上の教育段階に入れば「双語教育」がほとんど受けられない。

少数民族言語文字の維持と継承が重要課題であるとともに、少数民族に対する 共通語としての中国語教育の普及も必要である。それは単に多民族国家であると いうことだけによるのではなく、少数民族の人口割合や居住、分布特徴により、 中国全土で繰り広げられている市場経済の導入や自民族の経済発展には中国語の 役割を直視せざるをえない。加えて、民族教育には英語教育、日本語教育など外 国語教育の取り入れ方も重要な内容になるため、民族教育において言語教育のバランスをいかによくするかが今後の課題である。

2 民族言語文字の考察

これまで民族言語文字は、少数民族が多民族国家のなかの少数民族として実質的に生き残ってゆくという最重要課題を解決する上で極めて重要な役割を果たしてきた。そして、民族語の確実な維持、継承は、少数民族の今後の発展に欠かせない要素となる。しかし、現在、改革開放政策、市場経済、西部大開発など経済体制や政策の変化によって、少数民族言語文字の使用状況が大きく変化している。それは、これらの一連の経済開発に伴い、都市化政策および急速な漢族との交流の深まりのなかで民族言語の使用範囲が狭小化しているということである。

¹⁹⁾ 中国では「双語教育」と「双語教学」を区別して検討する場合もある。

(1) 民族言語文字の日常生活における使用状況

内モンゴル自治区を例に、民族言語の日常生活においての使用状況を考察すると、牧畜区・農村部と都市部の2つに分けて考えることができる。

まず、牧畜区・農村部では、日常生活におけるモンゴル語の使用率が、都市部に比べて比較的高い。田舎に行けば行くほどモンゴル語が広く使われ、社会生活において機能しているといえる。しかし、牧畜区・農村部でモンゴル語を使用して受講する民族学校について、最近では学生数の減少と学校の財政上の経営困難により、破綻する学校が増えている。その結果、牧畜区・農村部ではモンゴル語を使用して義務教育を受けることさえできない子供が増えている。

そして都市部では、社会生活にモンゴル語より中国語が通用語になっており、 モンゴル語がモンゴル族の家庭内日常用語や極めて限られた公衆の場でしか通用 語として使用することができなくなり、社会生活における重要性を失いつつあ る。したがって、モンゴル語で受講できる民族学校施設が牧畜区・農村部に比べ て整備されているものの、民族学校に通わず漢族学校に通うことを選択するモン ゴル人の学生が増えている。

さらに、内モンゴル自治区を離れれば²⁰⁾、モンゴル人のモンゴル語の使用範囲がより狭くなり、モンゴル語で受講できる民族学校の数も限られてくる。したがって、小中高等学校を通して民族教育を受けることが、極めて困難になるのである。

モンゴル文字は日常生活において、例えば「商標法」の規定に基づき、内モンゴルでは商標、看板の名前は中国語とモンゴル文字の両方で表記しなければならないと規定されるなどモンゴル語の保護に関する規定がある。しかし、内モンゴル自治区を含む多くの民族自治地方では、政府機関をはじめ各レベルの国家機関や人民団体が、自らの行政行為や公文書において民族言語文字を積極的に使用しておらず、中国語を中心にしているため、民族言語文字の活用の場がますます狭くなる一方である。これに対して、様々な公共の場において民族言語と中国語の両方を使用することを推進することが必要であるという考え方があるが、今にな

²⁰⁾ 新疆ウィグル自治区、青海省など一部のモンゴル族自治地方を除外する。

っては、このようなことは実行に移し難い、単なる呼びかけにすぎないという考え方もある。このように、内モンゴル自治区といってもモンゴル文字の使用が漢字の使用に遠く及ばないのである。

(2) 民族言語文字の適用範囲の狭小化の原因

民族言語の使用範囲、特に民族区域の「双語教育」の適用範囲の狭小化について、以下の3つの原因を提示できる。

- ①民族言語と「双語教育」は改革開放政策や計画経済から市場経済への転換、 西部大開発などの一連の経済開発に影響されている。経済開発によって、漢族と 少数民族の交流、特に経済面での交流が一気に広がり、中国語や漢族文化が急速 に民族地域に浸透している。一方、少数民族の言語文字などを使った民族教育が、 急速な経済発展に対応しきれない状況にある。
- ②民族言語と「双語教育」は少数民族の地理的な分布状況にも影響を受けている。少数民族が「大雑居、小集居」といった、漢族と他の少数民族と交わって居住している地域が広く、各自の民族が集住する範囲が比較的に少ないという分布上の特徴がある。多くの少数民族が漢族と交わって生活することによって、漢族の影響を受けやすく、自民族の文化、言語を保持しにくい現状がある。
- ③そして、民族言語と「双語教育」は少数民族と漢族の人口構成にも影響されている。内モンゴル自治区でも、モンゴル族が約16パーセント、漢族が約80パーセント、他の少数民族が約4パーセントといった人口比率からも分かるように、少数民族地区でも漢族人口が圧倒的数を占めていることが多い。そのため、民族区域であっても、少数民族語より中国語の必要性が高く、特に高等教育において、民族言語と「双語教育」を推進し難い。

(3) 民族法規における民族言語文字に対する規定の不足

言語に関して民族教育法制には、民族言語より中国語が重視されることがある。例えば、教育課程に関しては、「民族区域自治法」の37条4項に、「採算の取りにくい少数民族文字の教材および出版物の編訳および出版事業を援助する」こと。47条1項に、「司法における民族言語使用環境整備のための要員配置」が定められているが、しかし、37条3項において「小学校の低学年または高学年で全国的に通用する標準語と標準漢字を推し広める」20と規定されているように、民

族法制において、しばしば民族教育における中国語の重要性が強調されている。 しかし、民族言語文字に対する規定が充分でない。

少数民族の言語文字の使用の平等権の保障、および少数民族の言語文字を使用して教育を受ける権利の保障において、教育における少数民族言語文字の使用は、単に非識字者をなくし、知識を普及する手段としか見なされない場合がある。少数民族の人々は最終的に中国語の習得を通して仕事を求め、自己発展を図る。したがって、「民族区域自治法」には常に中国語の普及を推し進める条文があると解釈している学者が多い。全国規模において経済、科学、技術、文化事業の発展を推進し、国家現代化のためには、中国語を共通語にする必要があると認識されている²²場合もある。

民族教育において、中国語の使用を過度に強調することは、逆に少数民族の反感を買ってしまうことになる。それと同様に、過剰に民族教育における民族言語の使用を主張することは「民族の隔離」を招かざるを得ないと懸念する研究者もいる。

いずれにしろ、民族教育の衰退を防止するには、学習環境、就職環境、使用環境を全体として整えることが目前の課題となっている。

3 民族教育内容の考察

民族教育、特に「双語教育」において、重要なのは少数民族の言語文字だけではない。民族言語や文字を使用さえしていれば、真の民族教育、「双語教育」になるわけではない。民族教育の内容もまた民族教育の発展を左右する重要な部分である。しかし、民族教育においては、民族問題にまつわる政治状況および少数民族自身の生活様式の変化などにより、民族教育の内容が各々の民族の歴史・文化・伝統・生活習慣から掛け離れた教育になりつつある。

²¹⁾ 小林正典「中国民族法制の新展開―民族区域自治法の実施規定の制定を中心に―」『一橋法学』第5巻第1号、2006年3月、83頁。

²²⁾ 馬戎著「促進民族自治地方教育発展具体政策及其実施办法研究」国家民委起草「規定」領導小組办公室編『新形勢下民族区域自治政策研究』中国社会出版社、2003年11月、253頁。

(340) 一橋法学 第5巻 第3号 2006年11月

(1) 民族教育の内容

中国は統一した多民族国家であり、それを包括する「中華民族」という概念²³が提唱されている。そして、「中華民族多元一体論」²⁴が民族理論の通説になっており、民族政策の統合のイデオロギーが見て取れる。そのため、教育内容においても統合のイデオロギーが反映され、どの民族であっても、過剰に民族別の民族主義や民族別のアイデンティティを強調することはあまり好ましくないとされている。

学校教育において使用される教科書は、国家教育委員会直属の人民教育出版社が建国以来、執筆・編集・出版してきた。1985年に教科書検定委員会(中国語では「全国中小学教材審定委員会」)が発足してから、教科書検定制度が始まり、人民教育出版社以外の一部の大学出版社なども教科書作りに参加できるようになった。少数民族に関しては、国家教育委員会と国家民族事務委員会が1992年に配布した「少数民族の教育を強化することに関するいくつかの意見」において、「民族自治機関では少数民族の文字による教材の編集、出版および検定を強化しなければならない」と指摘した。このような政策に則って、モンゴル語の教科書および教材は「全国モンゴル語教材審査委員会」(中国語では「全国蒙古文教材審査委員会」という)が審査会議を通して教科書などの教材を発行することになっている。しかし、モンゴル族が独自に編纂する教科書や教材が少なく、中国語で発行されたものを翻訳して出版するものが多い。例えば、「全国モンゴル語教材審査委員会」の2005年の第7回審査会議において審査した教材数を事例にすると、第7回審査会議において、計147点の教材を審査し、その中で、モンゴル族が独自に編纂した教材は40点であるのに比べて翻訳教材は106点に上ったのであ

^{23) 「}中華民族とは、中国国家の象徴を有し、中国の各民族により共同で構成される、多元的で一体的構造の民族共同体を指す。/中華民族は中国と同義である。」とされている。 呉宗金編著・西村幸次郎監訳、前掲書、2頁。

^{24) 「……}中華民族の多元的で一体的構造の形成過程……。その主流は、非常に多くの分散 し孤立して存在する民族単位が、接触、交錯、結合、融合、時には分裂と消滅を経て、 AとBが交流し、Aの中にBがありBの中にAもある半面、それぞれ個性を保つ多元的 統一体を形成した。」費孝通『中華民族多元一体格局』中央民族学院出版社、1989年 1頁。呉宗金編著·西村幸次郎監訳、前掲書、3頁、61頁。

る。そして、辞書は1点のみである。この事例からみても、民族語教材が数的に 非常に少ないということと、そして、そのなかでも中国語から直接に翻訳するも のが大多数を占めているという現状が分かる。さらに、全国教育の統一化の要求 により、民族教育における教科書は、民族の独自の教育内容を含む民族言語など の一部科目の教科書を除いて、原則として漢族学校の教科書を翻訳したものを使 用している。歴史教育においても、少数民族の歴史は「中国史」の一部であるな どの理由により、少数民族の学生が漢族学生と同じ内容の歴史を各民族学校で教 えられることが多い。このような状況に対して、民族教育に民族言語と文字が使 われていても、内容上民族的なものが省かれたら、民族教育としての意義が問わ れるという指摘がある。

(2) 民族教育の内容が充実しない原因

中国が民族言語の平等な地位と民族言語の教育言語としての重要性を強調するのは、諸外国からの中国政府に対する「少数民族の同化政策」批判に対抗する意味がある。したがって、少数民族の幹部や知識分子のなかには、民族教育の推進を真剣に考えず、単なるスローガンとみる人がいる。そのような人たちの場合、自分の子供となるとひそかに中国語で授業する普通学校に入学させることがあるという。もちろん、民族教育を受けるか受けないかは、個人に選択の自由があるが、しかし、このような民族教育に対する無関心が、民族教育を受けるという選択肢を事実上ないとも言えるものにしてしまうのである。鄭雅英氏の指摘によれば、「中国政府の少数民族教育政策において、その根幹的地位を占めるのは双語教育、即ち二重言語教育である。双語教育はまた、少数民族自身にとっても極めて重要な意味を持つ。しかし、双語教育の重要性の本質は、政府と少数民族間で微妙にずれている。そのずれは、少数民族に関する政治的で極めて敏感な問題に直結しかねないため、両者にとっては常に細心の検討を求められる難度の高い課題である。」 (25) という。

少数民族言語文字が中国語および外国語の厳しい挑戦を受けていることも事実 であるとともに、少数民族自身の生活様式の変化が民族教育を実のないものにし

²⁵⁾ 鄭雅英著、前掲書、248頁。

ていることは否定できない。モンゴル族を例にすると、モンゴル族といえばすぐに遊牧を連想させるが、実は、内モンゴル自治区のどこに行っても遊牧民に出会えるわけではない。それは、広い範囲を移動して暮らしていることだけによるのではない。中国政府による定住化政策や漢族の進出による牧場の狭小化が一つの原因であり、遊牧生活をしている人々が減少しているからである²⁵⁰。遊牧生活から離れ、馬に乗らず、ゲルにも住まなくなったモンゴル族の子供に、鞍の仕組やゲルの造り方を教えても民族教育が現実離れとなる可能性がある。しかし、多くの少数民族は、まだすべての民族習慣をなくしたわけではないため、今後も民族教育領域の研究を積極的に進め、現代の民族教育のあり方を検討する必要がある。したがって、今後も少数民族の実情に適応した教育のあり方を研究する必要がある。

(3) 民族法規における民族教育の内容に関する規定の不足

民族区域と沿海地区との経済格差により、民族教育に対する支援がハード面での資金支援が中心となり、立法の重点もそこにおかれるが、民族教育の内容、つまり民族教育のソフト面についてはそれほど検討されていない。例えば、「民族区域自治法」37条2項では「寄宿および奨学金を主とする公立の民族小学校および民族中学校を設立し、学生が義務教育段階を修了して卒業するように保障する。学校経営の経費および奨学金は、当地の財政によって解決し、当地の財政が困難な場合、上級財政機関が補助をしなければならない」など、財政面での配慮を意識した規定が具体化されてきたが、このような具体的な規定は民族教育の内容においてほとんど見られない。

そして、「民族区域自治法」37条1項が「9年制義務教育の普及と高等教育および高等職業技術教育の発展に重点を移す」ことを規定している。しかし、現実としては少数民族の言語で受けられる高等教育が非常に少なく、さらに教育の内容における民族教育の実体が見当たらない。

また、初級の民族教育と上級の中国語教育の間のつながりがなくなったりすることがある。そして、時間と経験の積み重ねが不足するため民族言語の教科書の

²⁶⁾ 市川捷護・市橋雄二著『中国55の少数民族を訪ねて』白水社、1998年1月、151頁。

レベルが中国語の教科書に遠く及ばないのも現状である。しかし、これに対して、 教育計画や教科書編纂などにおいて解決策が十分に検討されていない。

民族地区では、西部大開発の推進において、教育を通じて高めなければならない能力は、少数民族の言語能力ではなく、中国語能力であると考えられてきた。 そのことが少数民族の文化と教育に大きな影響を及ぼした。健全な民族教育は、 少数民族の生活や発展に応じた民族教育であり、少数民族のアイデンティティも 十分に反映された教育でなければならない。

IV 教育自治権について

これらの現状を踏まえ民族教育の領域においては、言語文字の保護はもちろん 民族の歴史・伝統・文化・生活習慣など民族のアイデンティティを継承していく 上で極めて重要な教育内容の自治を検討する際に、民族教育自治権が基本的な法 律根拠となる。民族教育自治権を充実した内容を有し、実効性の高い権利にする ことによって民族教育を真の民族教育に近づけることができる。

民族教育における言語文字問題そして教育内容の問題は、いずれも少数民族教育において重要な意味を持つ。これに対する自治権の不十分さは、「憲法」および「民族区域自治法」に基づく民族自治制度に潜在する重要な課題を提起している。それは、少数民族地方に民族自治権が一体どれほど与えられ、どこまで保障されているかということである。

前述のように、法律政策上は、中国民族教育制度が承認され、民族言語文字の使用の自由や民族教育の内容に対する自治権が法律の規定によって明文化されている。しかし、実際には、民族教育がそれほど順調に行われていない。民族教育を推進するに当たって、経済、歴史、社会、自然上の課題やとりわけ教育自治権に関する規定が不十分であり、実効性に欠けるなどの課題がいまだ残されている。

経済、歴史、社会、自然上の課題について、多くの民族において教育を重要とする意識が相対的に低いこと、少数民族の言語を用いた教育に従事できる教師が不足しており、教師の待遇が不十分であること、財政上の困難により学校の運営が困難であること、交通上の不便により生徒の登校に問題があることが挙げられ

る。

そして、教育自治権に関する規定が不十分であり、実効性に欠けるという点については、例えば、各種民族教育の展開について、民族自治地方が国家主導で各種の学校を開設し、初等義務教育を普及させ、中等教育、職業教育(日本の専門学校教育に当たる)および高等教育を展開するとともに、就学前の教育を実施する。それとともに、集団経済組織、国家の企業・事業組織およびその他の社会組織が、法律の規定に従って、各種の教育事業に取り組むことを認めてきた。しかし、集団経済組織、国家の企業・事業組織およびその他の社会組織が、各種の民族教育事業に取り組むことが非常に少なく、実際には、民族教育にとって上級国家機関の援助が不可欠なものとなっているため、少数民族自治機関は独自で民族教育を展開する権利を事実上ほとんど行使できない。今日では10の民族大学があるが、これらの運営主体は、事実上すべて国家である。すなわち、民族教育を含むほとんどの教育機関が国家に大きく依存してきたのである。

上述のように経済、歴史、社会、自然上の困難に加えて民族教育法規においても、民族教育、とりわけ、民族教育言語と民族教育の内容に対する規定の実効性がそれほど積極的に検討されてこなかった。確かに、民族教育法制や民族教育自治権にとって、民族団結、財政支援や中国語教育なども必要不可欠な内容である。しかし、今後は民族教育言語と民族教育内容に関する規定の検討がますます重要になっていく。民族教育を形だけのものではなく、民族教育言語と民族教育内容がともに充実したものにするには、以下の3点を強化するべきである。

1 立法の強化

ここでいう立法の強化は民族教育法制において、言語文字と教育内容を重視した民族教育に関する単行条例、とりわけ自治州自治県レベルでの単行条例の制定や自治地方の自治機関および教育管理機構の行政規章の制定を強化することを指す。

中国では民族自治地方の自治機関が立法の自治権を有する。まず、自治機関は、 自治条例および単行条例を制定する権限を持っている。「憲法」116条および「民 族区域自治法」19条の規定によると「民族自治地方の人民代表大会は、その地 域の民族の政治、経済および文化の特徴に照らして、自治条例および単行条例を 制定する権限を有する。自治区の自治条例および単行条例は、全国人民代表大会 に報告し、承認された後に効力を生ずる。自治州、自治県の自治条例および単行 条例は、省または自治区の人民代表大会常務委員会に報告し、承認をされた後に 効力を生じ、また、これを全国人民代表大会常務委員会に報告し、記録に留め る」。次に、自治条例と単行条例以外に特別な政策および弾力的な措置をとるこ とと補足的な規定および弁法を規定する権限が保障されている。「民族区域自治 法 | 6条2項の規定によると「民族自治地方の自治機関は、当該地方の状況に基 づき、憲法および法律に違反しない原則の下で、特別の政策および弾力的な措置 を講じて民族自治地方の経済、文化建設事業の発展を速める権限をもつし。そし て、同法の33条において「民族自治地方の自治機関は、当該地方の諸支出基準、 定員、規定数量について、国家の定める原則に基づき、当該地方の実際の状況と 結び付け、補足規定および具体的弁法を制定することができる。自治区が制定す る補足規定および具体的弁法については、国務院に報告して記録に留める。自治 州、自治県が制定する補足規定および弁法については、省、自治区、直轄市の人 民政府に報告して承認を受けなければならない」と規定している。最後に、上級 国家機関の決議、決定、命令または指示に対して、弾力的に執行し、または執行 の停止を命ずることができる。同法20条において「上級国家機関の決議、決定、 命令または指示が民族自治地方の実際の状況に合わない場合、自治機関は当該上 級国家機関に報告し承認を得て、弾力的に執行する。または執行の停止を命ずる ことができる。当該上級国家機関は、報告を受けた日から60日以内に回答しな ければならない」と規定している。

要するに、民族自治地方は、①自治条例と単行条例の制定、②特別政策と弾力 的な措置の規定、③補足規定と弁法の制定、④弾力的な執行と執行停止の命令な どの立法に関する権限を持っている。

現在の民族教育法制では、民族教育の特徴が具体的に反映されておらず、民族 教育に専門的に対処するような全国的な法律は制定されていない。そのため、中 央政府では、民族教育に対応する際に、「憲法」、「民族区域自治法」、「教育法」 等の法律や政策に依拠することが多い。これに対して、地方ではそれぞれ「民族 教育条例」、「散居少数民族権益保護法」等を制定する制度となっている。いわゆる「少数民族教育法」もしくは「少数民族教育条例」というような少数民族教育における基本法となるべき全国的な法律はまだ制定されていないのである。

「憲法」をはじめとする全国的な法律は非常に原則的で個々の民族教育領域の問題に対処するには不十分であり、その上、地方政府の法律が適用される範囲は狭すぎて、運用上はいずれも実効性に欠けている。そのため、少数民族教育を運営する際に、具体的な問題に対して参照する法律がない場合は、普通教育の学校運営方式に従うか、教育行政部門の指導者の意見に従わざるを得ない。

また、民族区域自治法規の修正および整備はほかの領域に比べて大幅に立ち遅れている。社会主義市場経済の導入という経済体制の転換に伴い、中国の法律はそのすべての領域にわたって大きく変化している。政策法規の修正と整備が非常に早いスピードで進行している。しかし、これに比べて民族区域自治法規の修正と整備がやや遅く、現在の経済体制との食い違いもところどころで生じている²⁷。少数民族において、教育水準を高めることは、確かに重要で緊急な課題である。しかし、民族教育は、少数民族の社会、文化等を担うものであるため、その特徴に応じた教育制度でなければならないと考える。少数民族地方が、少数民族の発展に有利に働くように、教育に対する立法を強化していくことが重要である。

2 実効性の強化

ここでいう実効性の強化は、国家の教育方針と法律が許す範囲内で、使用言語と教育内容に関する民族教育自治権を活用すること、つまり、民族教育自治権の実効性の強化である。民族法制は、「民族区域自治法」をはじめ従来から国家統一というイデオロギーの下で制定される。前述のように、民族教育自治権は「憲法」「民族区域自治法」「教育法」に依拠する。しかし「憲法」「民族区域自治法」の民族教育自治権に関する原則的な条文が多く実効性が低い。「国務院の「中華人民共和国民族区域自治法」を実施する若干の規定」(以下「民族区域自治法実施規定」とする)280は、「民族区域自治法」の公布、実施後23年を経て、2005年

²⁷⁾ 王希恩主編『当代中国民族問題解析』民族出版社、2002年3月、197頁。

5月にようやく施行された。これまでは、「憲法」および「民族区域自治法」のなかで民族言語文字や民族教育の内容に関する規定があるにもかかわらず、実際にあまり活用されない規定が目立っていた。例えば、「憲法」134条1項が「すべての民族の公民は、各自の民族言語文字を用いて訴訟を行う権利を有する」、「民族区域自治法」47条が「民族自治地方の人民法院および人民検察院は、当地で通用する言語を用いて事件の検察および審理を進め、またその地方で通用する少数民族言語文字に通じた要員を合理的に配置しなければならない。当地で通用する言語文字に通じない訴訟関係者に対しては、通訳を提供しなければならない。法律文章は実際の必要に基づいて、当地で通用する一種または数種の文字を使用しなければならない」とそれぞれ規定するなど、一見訴訟における少数民族言語文字に対する保障は充実しているように見える。しかし、実際は、少数民族に対する法学教育の立ち遅れなど少数民族の法律人材の不足により、多くの民族自治地方において少数民族言語文字などを用いた訴訟はあまり行われてこなかった。

民族教育自治権に関する規定が実効性に欠けるのは、まず、民族区域自治に関する法律が、統一した国家である国家秩序の保障を最優先課題にし、民族教育自治権などの具体的な自治権の内容についての検討が不足しているためである。「民族区域自治法実施規定」を例にしてみると、その1条は「民族自治地方を援助して経済および社会の発展を速め、民族団結を増進し、各民族の共同繁栄を促進する」と規定し、2条は「民族団結を破壊し民族分裂を引き起こす行為を禁止しなければならない」と規定し、3条1項は「祖国統一と民族団結を擁護することは、公民の職責と義務である」、同条2項は「民族自治地方の人民政府は、憲法と法律の当該地方における遵守と執行を適切に保障し、積極的に国家の全体利益を擁護しなければならない」と規定している。また、4条は「各級人民政府は、積極的に民族団結の進歩の促進活動を展開しなければならない。民族団結の進歩的事業のために傑出した貢献を行った部門および個人に対し、表彰と褒章を与えなければならない」という。このような民族区域自治関連法律の規定に対して、

^{28) 2005}年の5月19日には、中華人民共和国国務院令第435号として国務院の『中華人民共和国民族区域自治法』を実施する若干の規定(中国語では、国務院実施『中華人民共和国民族区域自治法』若干規定)が公布され、同月末の5月31日から施行された。

小林正典氏は「基本的に国家秩序の擁護という目的が重視されている点で、従来の民族法制の枠組みを逸脱するものではない²⁹」と指摘している。比較的新しい規定である「民族区域自治法実施規定」でさえ、原則的な条文が多いのである。

次に、「憲法」、「民族区域自治法」等の法律に定められている「民族言語文字の使用の自由を重視する」、「民族教育を推進する」等の原則的な規定が、国家の他の政策法規に十分に具体化されず、反映されていない。「民族区域自治法」をはじめとした少数民族に対する様々な政策法規において、少数民族地域の政治、経済、文化の発展を推進するために多くの優遇政策を提示している。これらの優遇政策に関する規定は、どれも原則的なものが多いため、部門法において、具体化し反映する必要がある。しかし、これらの原則的な規定の執行に制約が少ないため、部門法において具体化しにくいことがある。そのため、少数民族の文化、教育および経済領域において、法律によって優遇政策が認められているにもかかわらず、実際に具体的な優遇政策を取り入れようとしても、取り入れ難い事態が多いのである30。

民族教育法制は、このような課題を克服し、教育自治権を実効性の高いものに することが必要である。

3 権限の保障

ここでいう権限の保障は、民族教育行政部門の行政権の保障である。中国政府は、少数民族と民族自治地方に自主的に民族教育を発展させる権限を付与し、それを尊重している。自主的に民族教育を管理するには、民族教育行政部門が法律や行政規範によりその権限を確立し、強化することが極めて重要である。

中国政府は民族教育を発展させるために、とりわけ改革開放以来の20年間に わたり、民族教育の政策を反映し、少数民族の教育制度の特徴に合わせた一連の 特殊な政策と措置を講じている。これには主に、以下の3点が含まれている。

まず、少数民族の教育事業を重視し支援する専門機構として、民族教育管理機

²⁹⁾ 小林正典、前掲書、86頁。

³⁰⁾ 王希恩主編、前掲書、197頁。

構を設置した。民族教育管理機構は、中央から地方までの教育行政部門に設置された。例えば、教育部(日本の文部科学省に当たる)に民族教育司が設置され、11の省、自治区の教育行政部門内に民族教育処が設置された。また、州や県は、民族教育機関または責任者を設けることによって、民族教育の行政管理工作に従事している。しかし、民族教育機関を設置しても、少数民族教育問題において、根拠となる法律が少ないため、しばしば民族教育機関において、担当者の主観的判断が優先されるような、「人治」といえる事態が起こる。

次に、少数民族と少数民族区域の実情に基づき、各種の民族学校を開設し、民族地域に人材を養成する。民族小学校、民族中学校、民族師範学校、民族専門学校、民族大学校を設立した。半寄宿制学校と寄宿制の設立、普通の小、中学校で寄宿制の民族クラスを設ける、専門学校や大学校で民族クラスと予科クラスを設けるなどの措置が採用されている。しかし、これら少数民族の自民族の言語による教育のなかには、全国統一の学習指導要領(教学計画、教学大綱)の変通や補充に対する裁量の権限を充分に活用できず、教育内容において、様々な問題を抱えている。

また、別の措置としては、各民族自治区域の少数民族人口増加や教育要求に対応し、教師の育成を強化している。加えて、少数民族新入生の募集の際、合格点を下げ、漢族の学生と同じ条件である場合、少数民族学生を優先して入学させるなど適切に配慮している。

さらに、少数民族区域と沿海地区の教育格差を是正するために、政府は民族教育への支援を沿海地区等の先進地域に求めている。経済の発展した地区を組織して、民族地区に対して支援を行う。例えば、少数民族区域および沿海地区における大学に、少数民族の学生の入学、少数民族区域の教師の研修を支援することを要求している。また、少数民族区域と沿海地区の学校と少数民族区域の学校間の交流を深めるよう助言している。

このように、教育行政機関、教職員の処遇、教育資金等の多方面で、民族教育 全体にわたる問題に対応してきた。しかし、これらの措置は実施においては、上 にも述べたように、行政を行う上で根拠となる規定が少ないため、しばしば民族 教育機関において、担当者の主観的判断に委ねられるなど、まだ様々な課題が残

(350) 一橋法学 第5巻 第3号 2006年11月

っている。また、一概には言えないが、多くの場合民族教育行政機関の仕事があまり重視されないことがある。

以上の3点において、民族教育法制の欠陥、民族教育の言語文字問題と民族教育の内容に関する自治権の不備が補われなければならない。今後これらの課題が広く検討されることによって、真の民族教育が確立されるであろう。

V おわりに

本稿は、中国の民族教育における教育自治権に焦点を当て、民族教育の使用言語文字および教育内容の現状について分析し、民族教育においてこれらに対する検討が不足していることを明らかにした。そして、これらの問題に対する解決策として民族教育自治権の重要性を提示した。民族教育自治権の立法権の活用、実効性の強化と実行機関の確立が、民族言語、教育内容の自治権を十分に機能させる契機になると指摘した。

民族教育は少数民族の文化、伝統などの存続にかかわる。しかし、民族言語と 民族教育の内容を無視した実体のない民族教育は少数民族の発展や歴史・文化・ 伝統・生活習慣の継承に役立つどころか、かえって阻害する可能性がある。民族 自治法制、特に民族教育に対する自治権の領域において民族言語と民族教育の内 容の問題を深く検討し、少数民族の実情に適合した民族教育を保護し推進するこ とは、少数民族に調和のとれた発展をもたらすものと考える。